



産業廃棄物適正処理の
マスコット「てき丸君」

OKINAWA INDUSTRIAL WASTE PROFESSIONAL

INDUSTグランプリ

～産業廃棄物・資源循環産業のプロフェッショナル大会～

2024年2月24日 土



沖縄県の産廃技能 "No.1" は誰だ!?
沖縄県の産廃知識 "No.1" は誰だ!?



☆こども重機体験も
たくさんあるよ!
☆キッチンカー(飲食)も
来るよ!



一般見学、各社応援団、選手家族、
同僚、どなたでも!!
多数の皆さまのご来場をお待ちし
ています。



12 つくる責任
つかう責任

知識部門



Tournament manager

大会責任者：赤嶺 太介

Executive Committee Chairman

実行委員長：結城 和昭

【目的】

産業廃棄物業に欠かせない、重機オペレーター・選別作業員・管理事務員の仕事は自然災害時が発生した際にも最前線で緊急の応急対応に従事可能性もあります。

地域を守るためにも継承されなければならないものと言えます。

技能競技大会の主な目的は、技能の更なる向上と《やりがい》の創出により、ひいては将来的な技能継承につなげることにあります。また、競技内容は現場で実際に行う作業を想定した内容となり、多くの方々に技能を知って頂くことで、産業廃棄物業への理解促進と入職促進につなげることも目的の一つと考えています。

時間 競技開始10:00～16:30
(受付試乗8:00～9:30)

主催 一般社団法人 沖縄県産業資源循環協会

Instagram

会場 豊崎海滨公園
美らSUNビーチ (予定)

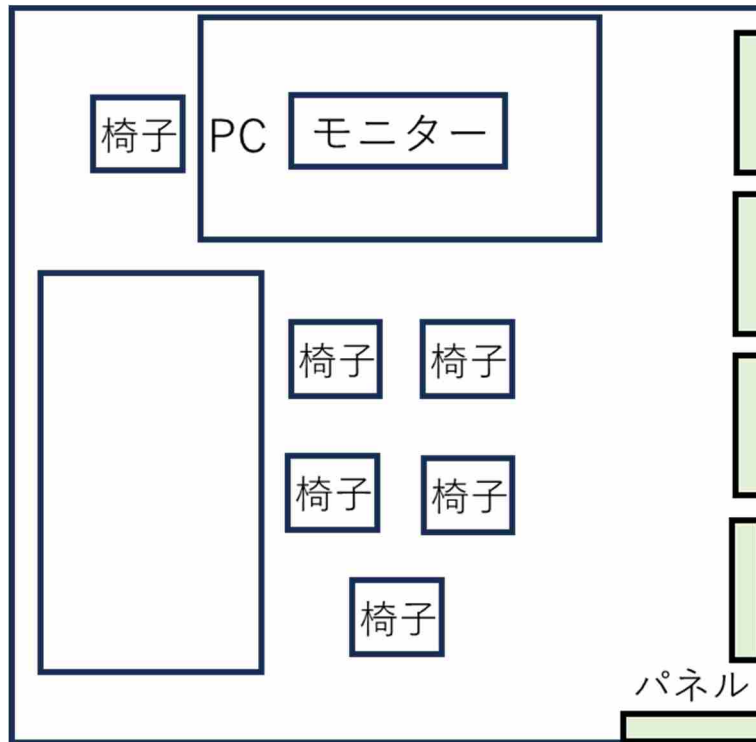
企画 INDUSTグランプリ 大会実行委員会



入場料 無料

問い合わせ先 mail : info@oki-sanpai.jp
TEL : 098-878-9360





e ラーニングで学ぶ

沖縄県環境部環境整備課

沖縄県の産業廃棄物の現状と未来 動画活用について

県内の産業廃棄物の実態や課題及び持続可能な循環型社会形成についての普及啓発を推進するため、教材動画「沖縄県の産業廃棄物の現状と未来」を作成しました。



上映中

第1章 「廃掃法について」

産業廃棄物の種類について

(1) あらゆる事業活動に伴うもの

廃掃法とは何か、ということの説明

第2章 「産業廃棄物の適正処理について」

産業廃棄物処理の流れについて

廃棄物の処理の流れや手続きについて説明

第3章 「沖縄県の産業廃棄物の現状と課題」

不法投棄の実態について説明

第4章 「持続可能な循環型社会形成に向けて」

再資源化に期待を寄せて

再資源化等の循環型社会の構築について

産業廃棄物の基礎知識を学ぶ学習ツール等の本教材動画を活用した講座の開催要望への対応も可能ですので、ぜひお問合せ下さい。

※動画はQRコードからも視聴できます

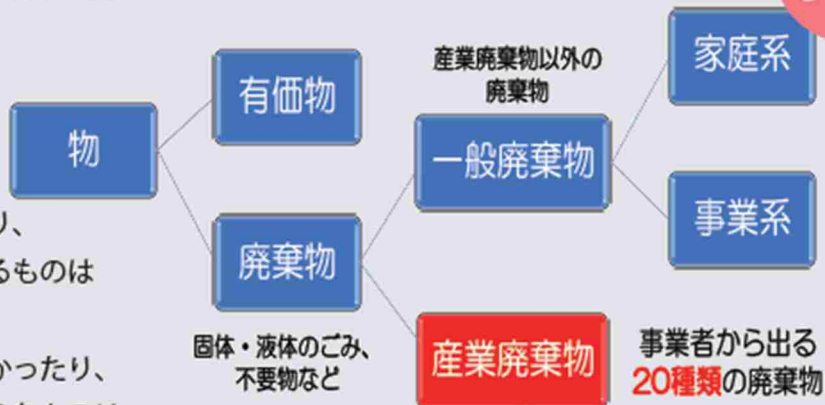
問合せ 株式会社 沖縄環境経済研究所 〒904-2234 うるま市字州崎 12-57 ☎098-934-4231 Mail: info@oeel.co.jp

廃棄物について～産業廃棄物とは～

会社や工場などの事業者から出る
20種類の廃棄物を

「産業廃棄物」といい、
それ以外の廃棄物を

「一般廃棄物」という。
客観的にみて価値があり、
他人へ有償で売却されるものは
「有価物」となり、
客観的にみて価値がなかったり、
所有者が売却できなようなものは、
「廃棄物」となる。



(1) あらゆる事業活動に伴うもの

あらゆる事業活動に伴う廃棄物
会社や工場、農業、漁業、学校など
「あらゆる仕事に関する活動」で出た
廃棄物のこと



(2) 特定の事業活動に伴うもの

特定の事業者が出す特定の種類の廃棄物
印刷業から排出される紙くずや畜産農林関係
から出る動物のふん尿や動物の死体など



(1) 廃棄物とは

廃棄物とは

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物

又は不要物であって、固形状又は液状のもの。
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律より抜粋)

同じ不要物でも下のように廃棄物、有価物になるものがある

- 廃棄物 → いらなくなったもの(不要物)のうち他人に有償で売却できない(しない)もの
- 有価物 → いらなくなったもの(不要物)のうち他人に有償で売却するもの

有価物とは

不要物にならないもの

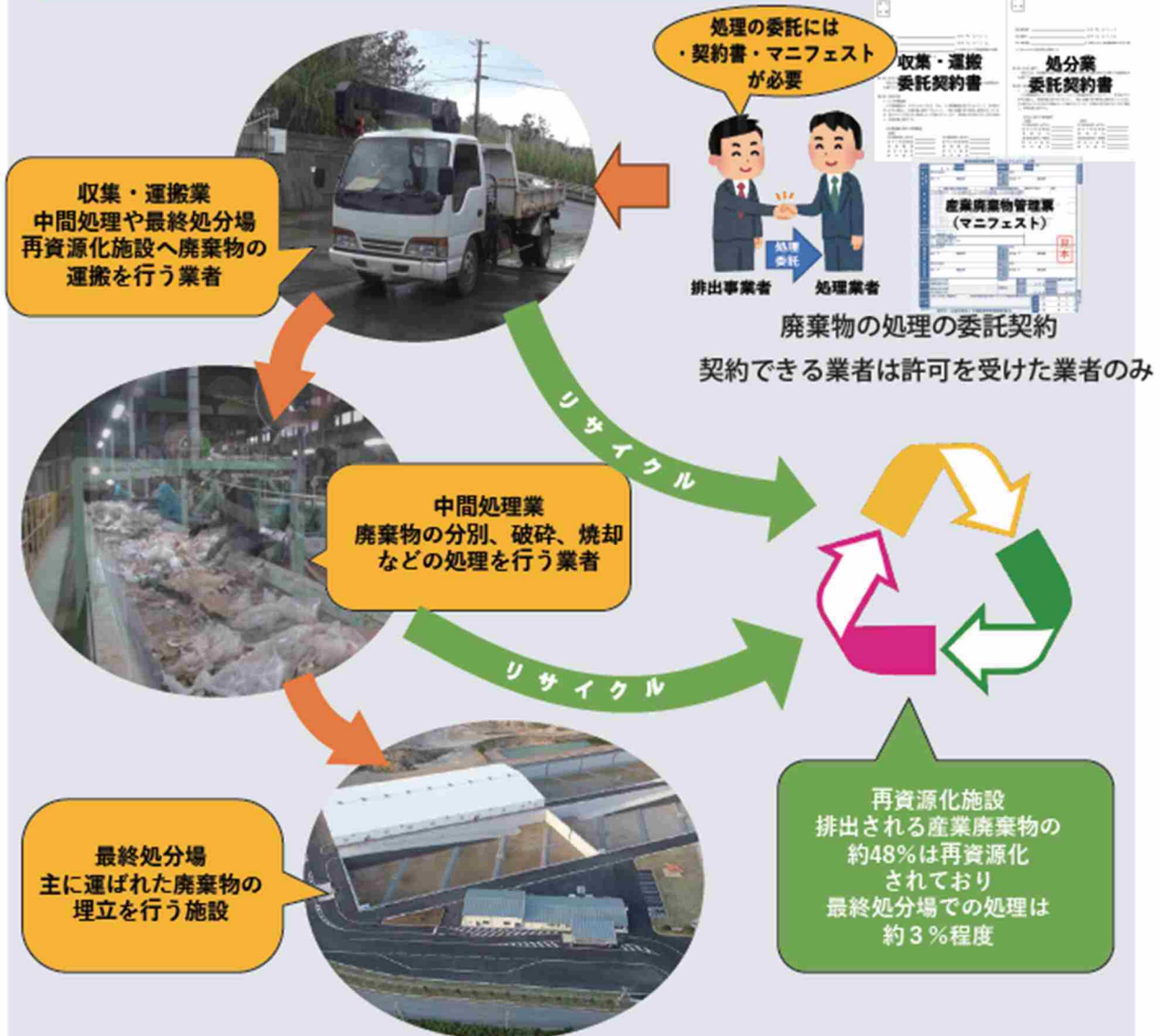
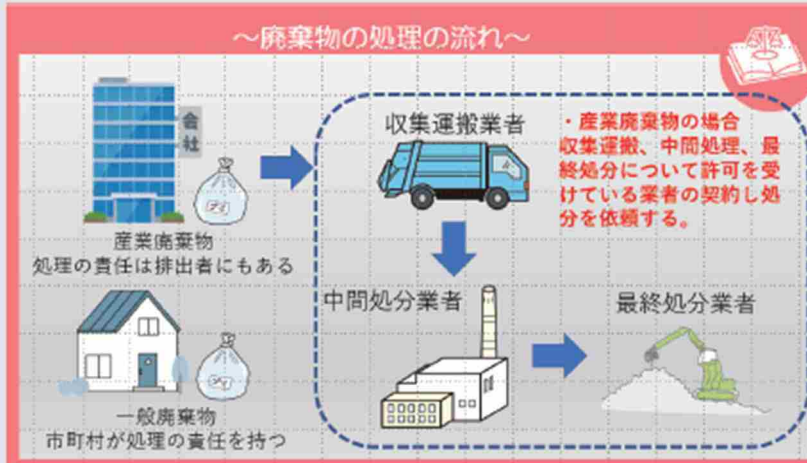
・有価物(客観的にみて価値のあるもの)

生活家電強化買取中
製造10年以内の家電製品
他日用品買取保証します!!



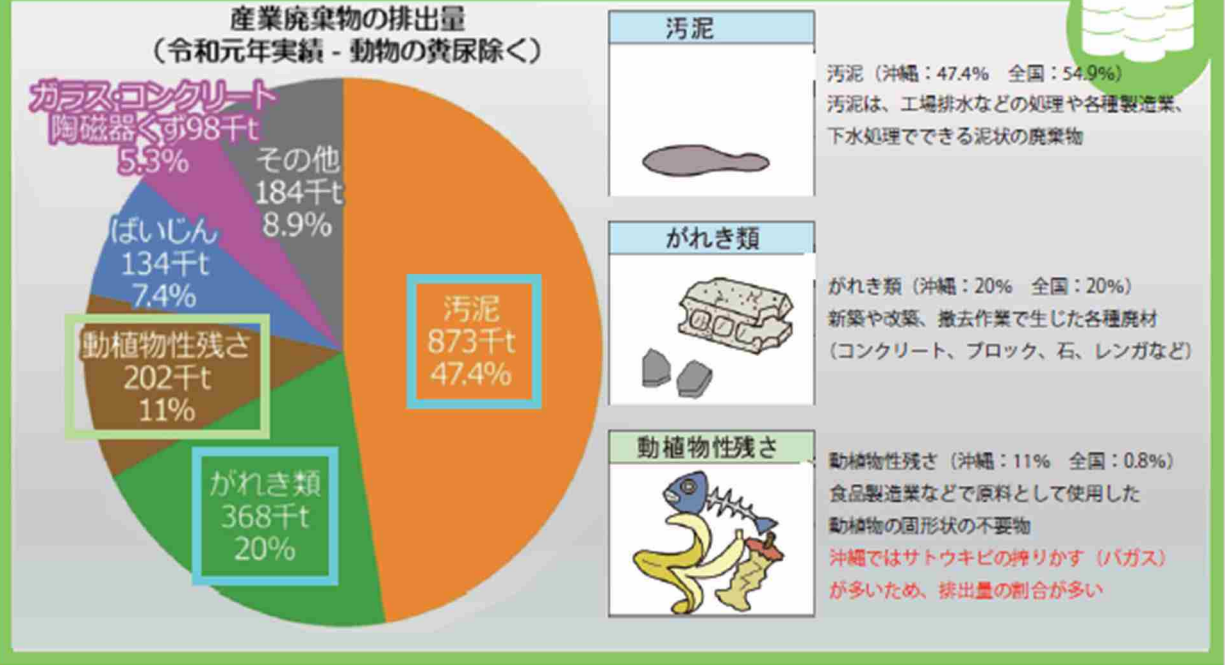
中古品を扱っている店で
買い取ってもらえるよう
なもの=有価物

廃棄物のゆくえ～処理の責任と処理過程～



県内で排出される産業廃棄物～主な産業廃棄物とリサイクル～

(1) 産業廃棄物の排出量について



汚泥・がれき類・動植物性残さのゆくえ



沖縄県内の産業廃棄物の再資源化を促進する制度

ゆいくる材

ゆいくる材は、廃棄物が原材料として使用されている工事で利用できる資材であり、品質や性能、安全性の基準を満たしていると認定されたもの。

(2) 再資源化の例 (動植物性残さ: バガス)

さとうきびバガスについては、主に土壌改良剤や堆肥として利用されている。一部リサイクル商品として紙、食器類、服の原料としても使用されている。

土壌改良剤・堆肥など

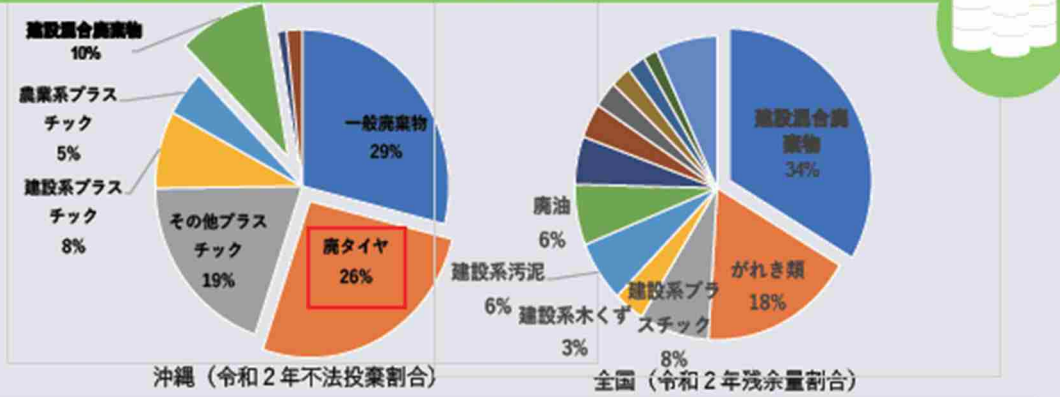
紙類

紙類

かりゆしウェアやデニムの材料として

不法投棄～不法投棄される廃棄物の種類と対策～

(4) 廃棄物の種類別の不法投棄割合について



沖繩の産業廃棄物の不法投棄は**廃タイヤ**が最も多く、**廃プラスチック類**が多くを占める
 ⇒一般廃棄物を含め身近な廃棄物が不法投棄を大部分を占めており、一部の業者のみでなく
 身近な問題として考える必要がある。

不法投棄実態調査 報告書
 (沖縄県環境整備課 令和4年3月)より作成

不法投棄（タイヤ）

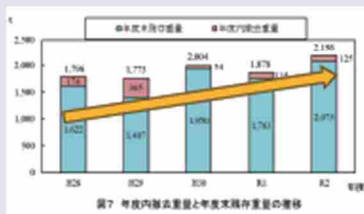


不法投棄（一般廃棄物など）



(6) 不法投棄の検挙による影響について

発見された不法投棄物について、全て撤去することは難しい
 ⇒不法投棄確認量は増加傾向にある



不法投棄実態調査 報告書
 (沖縄県環境整備課 令和4年3月)

(7) 県内全域で実施している不法投棄防止活動について

不法投棄は
 悪質な**犯罪**です。

私たちは
不法投棄を許しません

県内全域にカメラやパトロールを行っています。

パトロール車 監視カメラ

動画「沖縄県の産業廃棄物の現状と未来 ～美ら島沖縄を守ろう～

動画：沖縄県環境整備課 アンケート実施：沖縄環境経済研究所・応用地質共同企業体

本動画では、youtube 動画を通して産業廃棄物に関する基本的な内容を学ぶことができます。動画については、youtube チャンネル「[沖縄県公式チャンネル](#)」にアップロードされています。

☆動画URL☆

第1章：廃棄物の処理及び清掃に関する法律について

<https://www.youtube.com/watch?v=hFacaS8cIPY>

第2章：産業廃棄物の適正処理について

<https://www.youtube.com/watch?v=H015tnCwrXU>

第3章：沖縄県の産業廃棄物の現状と課題

<https://www.youtube.com/watch?v=aKo8I64LHvs>

第4章：持続可能な循環型社会形成に向けて

<https://www.youtube.com/watch?v=yW1r21oeTYI>

※動画視聴後に google フォームでのアンケートへのご協力をお願いいたします。

URL

<https://forms.gle/4Ye22hr8r5ec9yZb9>

QR コード



動画の内容の一部

廃棄物の分類

事業者から出る20種類の廃棄物

- 有価物
- 廃棄物
 - 産業廃棄物 (家庭系, 事業系)
 - 一般廃棄物 (産業廃棄物以外の廃棄物)

固体・液体のごみ、不要物など

産業廃棄物処理の委託について

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) とは

委託業者が契約通りに処分を行っていることを確認するために必要な書類
5年間の保管義務 電子マニフェストの義務化 法律

産業廃棄物管理 (マニフェスト) の流れ

排出事業者 (A票) → 収集運搬業者 (B1票, B2票) → 処分業者 (C1票, C2票)

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A, B1, B2, C1, C2, D, E票の7票で構成

D票: 中間処理終了
E票: 最終処分終了

沖縄県における廃棄物の不法投棄について

建設系白廃棄物 10%
農業系プラスチック 5%
建設系プラスチック 8%
その他プラスチック 19%
廃タイヤ 26%
建設系汚泥 6%
建設系水くず 3%
建設系プラスチック 6%
建設系スチング 8%

建設系白廃棄物 14%
がれき類 18%
建設系汚泥 6%
建設系水くず 3%
建設系プラスチック 6%
建設系スチング 8%

沖縄 (令和2年不法投棄割合) 全国 (令和2年残存量割合)

沖縄の産業廃棄物の不法投棄は廃タイヤが最も多く、廃プラスチック類が多くを占める

再資源化関係法令について

分別・保管 → 適正処理 → 再資源化 → 使用量の減量化 → 再利用

排出事業者 (協力) → 産業廃棄物処分業者 (協力) → 再資源化業者 (協力) → 製品

燃料利用など

行政: 制度・支援

確認テスト

回答: ○

産業廃棄物処理法に違反した場合、以下の罰則が適用される場合があります。

違反内容	罰則
届出許可業、事業範囲の届出許可業、不法投棄 (未届出を含む)、不法埋蔵 (未届出を含む)	30万円以下の罰金 (個人) または 3000円以下の罰金または没収 (法人)
措置命令違反、届出申請違反 (届出許可業者への委託)、処理施設の使用許可違反	30万円以下の罰金 (個人) または 300万円以下の罰金または没収 (法人)
改善命令違反、国内外廃棄物の輸入禁止違反、汚染防止違反	30万円以下の罰金 (個人) または 300万円以下の罰金または没収 (法人)
管理票交付義務違反、管理票記載義務違反、虚偽記載、管理票写し保存義務違反	10万円以下の罰金 (個人) または 100万円以下の罰金 (法人)

確認テスト

回答: ○

廃棄物処理業の許可は収集運搬、処分、産業廃棄物の種類ごとに許可が必要です。

20種類の産業廃棄物のほかにも、特別管理産業廃棄物については、別に許可を取る必要があります。

県内で許可を受けた産業廃棄物処理業者の一覧は沖縄県の環境整備課のHPで確認できます。

沖縄県の産業廃棄物の現状と未来 動画活用について

県内の産業廃棄物の実態や課題及び持続可能な循環型社会形成についての普及啓発を推進するため、教材動画「沖縄県の産業廃棄物の現状と未来」を作成しました。
つきましては、本教材動画を活用いただき、地域における産業廃棄物の適正処理に役立てて頂ければと存じます。



使用例

産業廃棄物の基礎知識を学ぶ研修

海岸清掃のイベント等の勉強会

地域の廃棄物問題の解決に向けた学習ツールとして

第1章

「廃掃法について」



廃掃法とは何か、ということの説明



第2章

「産業廃棄物の適正処理について」



廃棄物の処理の流れや手続きについて説明



第3章

「沖縄県の産業廃棄物の現状と課題」



不法投棄の実態について説明



第4章

「持続可能な循環型社会形成に向けて」



再資源化等の循環型社会の構築について



本教材動画を活用した講座の開催要望への対応も可能ですので、ぜひお問合せ下さい。

※動画はQRコードより確認ください

お問い合わせ先 株式会社 沖縄環境経済研究所
〒904-2234 沖縄県うるま市宇州崎12-57
電話:098-934-4231 E-MAIL:info@oeel.co.jp

動画「沖縄県の産業廃棄物の現状と未来」アンケート調査

年 月 日

アンケートの内容及び動画上映会の内容につきましては、沖縄県からの受託業務である「令和5年度産業廃棄物焼却処理に関する環境教育業務」に関する以下の目的のために使用させていただく場合があります。それ以外で利用することはありませんのでご記入をお願いいたします。

1：関係官庁（沖縄県環境整備課）への報告書（本アンケートの結果及び動画視聴者数の計数）

アンケートについては、以下のURL（QRコード）先でも実施しています。

アンケート実施主体：沖縄環境経済研究所・応用地質共同企業体	
アンケートURL https://forms.gle/4Ye22hr8r5ec9yZb9	QRコード (アンケート)
(参考：動画についてはYouTubeで公開されています)	
動画（第1章） https://www.youtube.com/watch?v=hFacaS8clPY	
動画（第2章） https://www.youtube.com/watch?v=H015tnCwrXU	
動画（第3章） https://www.youtube.com/watch?v=aKo8l64LHvs	
動画（第4章） https://www.youtube.com/watch?v=yW1r21oeTYI	

◎以下の質問について、該当する回答にを入れてください。

1. あなたについて

Q1：あなたの性別を教えてください。

<input type="checkbox"/> 1. 男性	<input type="checkbox"/> 2. 女性
--------------------------------	--------------------------------

Q2：あなたの年齢を教えてください。

<input type="checkbox"/> 1. 10代	<input type="checkbox"/> 2. 20代	<input type="checkbox"/> 3. 30代	<input type="checkbox"/> 4. 40代	<input type="checkbox"/> 5. 50代	<input type="checkbox"/> 6. 60代
<input type="checkbox"/> 7. 70代以上	<input type="checkbox"/> 8. その他（ ）歳				

Q3：お住まいの市町村名を教えてください。

市町村名（ ）

Q4：あなたに該当する所属を教えてください。

<input type="checkbox"/> 1. 一般県民	<input type="checkbox"/> 2. 市町村職員	<input type="checkbox"/> 3. 廃棄物事業者
<input type="checkbox"/> 4. その他事業者（排出事業者）	<input type="checkbox"/> 5. その他	
（ ）		

2. この動画について

Q5：この動画をどこで知りましたか？（複数回答可）

<input type="checkbox"/> 1. 委託事業者からのメール	<input type="checkbox"/> 2. 知人に聞いた	<input type="checkbox"/> 3. 沖縄県のホームページ
<input type="checkbox"/> 4. その他（ ）		

Q6：動画の内容は解りやすかったですか？

1. 第1章 廃棄物の処理及び清掃に関する法律について

1. とても解りやすい 2. 解りやすい 3. ふつう 4. 難しい 5. とても難しい

2. 第2章 産業廃棄物の適正処理について

1. とても解りやすい 2. 解りやすい 3. ふつう 4. 難しい 5. とても難しい

3. 第3章 沖縄県の産業廃棄物の現状と課題について

1. とても解りやすい 2. 解りやすい 3. ふつう 4. 難しい 5. とても難しい

4. 第4章 持続可能な循環型社会形成に向けて

1. とても解りやすい 2. 解りやすい 3. ふつう 4. 難しい 5. とても難しい

5. 確認テスト及び解説

1. とても解りやすい 2. 解りやすい 3. ふつう 4. 難しい 5. とても難しい

Q7：動画の内容は興味を持てるものでしたか？

1. とても興味を持てた 2. ある程度興味を持てた 3. ふつう

4. それ程興味を持てなかった 5. 全く興味を持てなかった

Q8：動画の時間配分は適切でしたか？

1. 長い 2. やや長い 3. 適切 4. やや短い 5. 短い

6. その他

()

Q9：動画の内容で特に印象に残ったことがあれば教えてください。

3. 全体を通して

Q10：その他、ご意見・ご要望がありましたらご記入ください。

ご協力ありがとうございました！

～アンケート返信先～

アンケートをスキャン後メールもしくはFAXにて送付をお願いします。

宛先：沖縄環境経済研究所・応用地質共同企業体

メール：info@oeel.co.jp

FAX：098-934-4232

令和5年度 産業廃棄物適正処理に関する環境教育業務 第9回環境教育内容

日時：令和6年3月1日（金）14：00～15：30

場所：石垣市一般廃棄物最終処分場

スタッフ：応用地質(株) 1名
 (株)八重山エンジニアリング 2名
 (株)沖縄環境経済研究所 2名

見学会参加者 15名

体験学習等の内容

1：石垣市一般廃棄物最終処分場の見学会 14:00～15:00

- ・最終処分場（埋立地）の説明 14:00～14:15
- ・資源化施設、水処理施設の説明 14:15～14:40
- ・小型焼却炉の説明 14:40～15:00

2. 「沖縄県の産業廃棄物の現状と未来」についてのパネル説明 15:00～15:10

沖縄県環境整備課政策の動画「沖縄県の産業廃棄物の現状と未来」の概要の説明をパネルを用いて行った。

3. アンケート記入 15:10～15:20

4. 閉会 15:20～

写真：見学会及びパネル説明の様子



【沖縄県委託】産業廃棄物適正処理に関する講習会等について（案内）

沖縄環境経済研究所・応用地質共同企業体

沖縄県では、持続可能な循環型社会形成をめざして、県内の産業廃棄物の適正処理を推進するため、産業廃棄物の処理方法や不法投棄の現状と課題等に関して、いつでもどこでも学べる動画教材を作成いたしましたので、動画教材を用いた講習会及び廃棄物処理に関連する見学会を実施します。

つきましては、下記日程で施設見学と講習会を開催いたしますので、皆様の参加をお願いいたします。

※本講習は、産業廃棄物処理業許可に関する講習会ではありません。ご注意ください。

【ご案内】

- 1 **参加対象者** 高校生以上の一般県民、市町村・自治会等関係者、産業廃棄物処理事業者、廃棄物収集業者など
- 2 **参加費** 無料
- 3 **開催年月日** 令和5年3月3日（金） 13:00～16:20
- 4 **参加定員** 会場参加 30名、オンライン参加 50名程度
※保安帽（ヘルメット）をお持ちの方は、ご持参ください。
- 5 **会場及び集合場所** 【見学会】
 - ・石垣市一般廃棄物最終処分場
(石垣市真栄里 1091-7 付近 三協コーラルさんの向かい側から入ります。)【講習会】
 - ・大濱信泉記念館（沖縄県石垣市登野城 2-70）
- 6 **プログラム**

①集合	13:00～13:20
②見学（現地集合）	13:30～14:20
③移動（大濱信泉記念館への移動）	14:20～14:50
④講習会内容説明・動画視聴※	15:00～15:50（オンライン参加可）

※視聴頂く動画は、第1回講習会（1/24 開催：安和エコパーク）、第2回講習会（2/21 開催：街クリーン）と同じ内容となります。

⑤確認テスト・質疑応答・アンケート	15:50～16:20（オンライン参加可）
-------------------	-----------------------

※③の見学、④、⑤の講習会のどちらかに参加することも可能です。

【申し込み先及び方法】

添付の申込書にて下記連絡先へ、Eメール、ファックスのいずれかでお申し込み下さい。

◎株式会社 沖縄環境経済研究所

住所：うるま市字州崎 12-57

電話：098-934-4231 FAX：098-934-4232 E-mail：info@oeel.co.jp

担当：知念、荒川、高平

◎発注者：沖縄県環境整備課

<会場及び集合場所：見学会>



<会場及び集合場所：講習会>



電子地形図 (国土地理院) を加工して作成

<見学・講習会イメージ>

見学会内容

(最終処分場：石垣市の最終処分場で、嵩上げ事業、RPF 化事業等を行い、処分場の延命化を図っています。)

- ・石垣市の最終処分場の現状
- ・廃プラスチック類の掘り起こしによる RPF 化事業

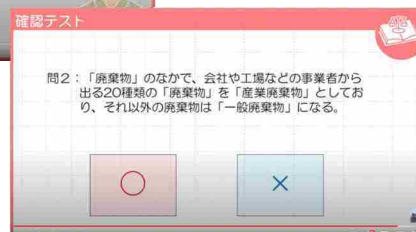


講習会内容 (動画：大濱信泉記念館)

内容 (50 分程度)

- ・産業廃棄物の種類や定義
- ・産業廃棄物の処理の流れ
- ・産業廃棄物の排出量、不法投棄
- ・遵守すべき法律、新しい法律 (新プラ法等)
- ・循環型社会について
- ・確認テスト など

※第1回・第2回講習会と同じ内容となります





私たちの出したごみの行方、見てみませんか。

石垣市では、プラスチックごみの処理が課題となっており、最終処分場がひっ迫していることから、処分場の嵩上げ、RPF化事業等を行い、延命化を図っています。
どのようにごみ処理を行っているのか、見てみませんか。

会場 石垣市一般廃棄物最終処分場

定員 30名 ※先着順

申込締切 2/28 (水)

※定員に達し次第、終了とさせていただきます。



【集合場所】
石垣市真栄里
1091-7付近
※三協コーラルさんの向かい側から入ります。

お申込み・お問い合わせ 沖縄環境経済研究所・応用地質共同企業体

添付の申込書にて下記連絡先へ、Eメール、ファックスのいずれかでお申し込み下さい。

☎:098-934-4231

FAX: 098-934-4232

電話受付時間: 平日9:00~18:00

住所: うるま市州崎12-57

メール: info@oeel.co.jp

担当: 知念、荒川

業務発注者: 沖縄県環境部環境整備課

令和5年度 産業廃棄物適正処理に関する環境教育業務
「廃棄物最終処分場見学会」

日時：令和5年3月1日（金）：14：00～15：20

場所：石垣市一般廃棄物最終処分場

主催：沖縄県環境部環境整備課

業務受託者：沖縄環境経済研究所・応用地質共同企業体

目的： 県内産業廃棄物の適正処理の推進に資するため、産業廃棄物の処理方法や不法投棄の現状・課題、廃棄物処理施設の見学等の環境教育を実施し、県内の産業廃棄物の実態や課題及び持続可能な循環型社会形成についての普及啓発を目的とする。

次第

集合・受付	13：30～14：00	
見学会	14：00～15：00	最終処分場及び施設見学 (最終処分場、処理棟、小型焼却炉)
沖縄県の動画 に関する話	15：00～15：10	動画「沖縄県の産業廃棄物の現状と未来」 についての説明
	15：10～15：20	アンケート実施
閉会	15：20～	

担当者・問い合わせ先

Tel：098-934-4231

Email：info@oeel.co.jp（担当：沖縄環境経済研究所・応用地質共同企業体 知念）

石垣廃棄物処分場見学会アンケート調査

年 月 日

アンケートの内容及び動画上映会の内容につきましては、沖縄県からの受託業務である「令和5年度産業廃棄物焼却処理に関する環境教育業務」に関する以下の目的のために使用させていただく場合があります。それ以外で利用することはありませんのでご記入をお願いいたします。

1：関係官庁（沖縄県環境整備課）への報告書（本アンケートの結果及び動画視聴者数の計数）

◎以下の質問について、該当する回答にを入れてください。

1. あなたについて

Q1：あなたの性別を教えてください。

1. 男性

2. 女性

Q2：あなたの年齢を教えてください。

1. 10代

2. 20代

3. 30代

4. 40代

5. 50代

6. 60代

7. 70代以上

8. その他（ ）歳

Q3：お住まいの市町村名を教えてください。

市町村名（ ）

Q4：あなたに該当する所属を教えてください。

1. 一般県民

2. 市町村職員

3. 廃棄物事業者

4. その他事業者（排出事業者）

5. その他

（ ）

2. 施設見学会について

Q5：見学会の内容はわかりやすかったですか。

1. 最終処分場の説明について

1. とても解りやすい

2. 解りやすい

3. ふつう

4. 難しい

5. とても難しい

2. 処理棟の説明について

1. とても解りやすい

2. 解りやすい

3. ふつう

4. 難しい

5. とても難しい

3. 小型焼却炉の説明について

1. とても解りやすい

2. 解りやすい

3. ふつう

4. 難しい

5. とても難しい

Q6：見学会の内容は興味を持てるものでしたか？

1. とても興味が持てた

2. ある程度興味が持てた

3. ふつう

4. それ程興味が持てなかった

5. 全く興味が持てなかった

Q7：見学会の内容で特に印象に残ったことがあれば教えてください。

--

3. 県製作動画視聴について

Q8：動画の説明についてわかりやすかったですか？

1. とても解りやすい 2. 解りやすい 3. ふつう 4. 難しい 5. とても難しい

Q9：動画の内容について興味を持てるものでしたか？

1. とても興味が持てた 2. ある程度興味が持てた 3. ふつう
4. それ程興味が持てなかった 5. 全く興味が持てなかった

3. 全体を通して

Q10：その他、ご意見・ご要望がありましたらご記入ください。

--

ご協力ありがとうございました！

動画「沖縄県の産業廃棄物の現状と未来 ～美ら島沖縄を守ろう～

動画：沖縄県環境整備課 アンケート実施：沖縄環境経済研究所・応用地質共同企業体

本動画では、youtube 動画を通して産業廃棄物に関する基本的な内容を学ぶことができます。動画については、youtube チャンネル「[沖縄県公式チャンネル](#)」にアップロードされています。

☆動画URL☆

第1章：廃棄物の処理及び清掃に関する法律について

<https://www.youtube.com/watch?v=hFacaS8cIPY>

第2章：産業廃棄物の適正処理について

<https://www.youtube.com/watch?v=H015tnCwrXU>

第3章：沖縄県の産業廃棄物の現状と課題

<https://www.youtube.com/watch?v=aKo8I64LHvs>

第4章：持続可能な循環型社会形成に向けて

<https://www.youtube.com/watch?v=vW1r21oeTYI>

※動画視聴後に google フォームでのアンケートへのご協力をお願いいたします。

URL

<https://forms.gle/4Ye22hr8r5ec9yZb9>

QR コード



動画の内容の一部

廃棄物の分類

事業者から出る20種類の廃棄物

- 産業廃棄物 (家庭系, 事業系)
- 一般廃棄物 (産業廃棄物以外の廃棄物)

物 → 有価物, 廃棄物 (固体・液体のごみ, 不要物など)

産業廃棄物処理の委託について

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) とは

委託業者が契約通りに処分を行っていることを確認するために必要な書類
5年間の保管義務 電子マニフェストの義務化 法律

産業廃棄物管理 (マニフェスト) の流れ

排出事業者 (A票) → 収集運搬業者 (B1票, B2票) → 処分業者 (C1票, C2票)

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) は A, B1, B2, C1, C2, D, E票の7票で構成

D票: 中間処理終了
E票: 最終処分終了

沖縄県における廃棄物の不法投棄について

建設系白粉系物 10%, 農業系プラスチック 5%, 建設系プラスチック 8%, その他プラスチック 19%, 廃タイヤ 26%

建設系白粉系物 14%, 廃油 6%, 建設系汚泥 6%, 建設系水くず 3%, がれき類 18%, 建設系プラスチック 8%

沖縄 (令和2年不法投棄割合) / 全国 (令和2年残存量割合)

沖縄の産業廃棄物の不法投棄は廃タイヤが最も多く、廃プラスチック類が多くを占める

再資源化関係法令について

分別・保管 → 適正処理 → 再資源化 → 使用量の減量化 → 再利用

排出事業者 (協力) → 産業廃棄物処分業者 (協力) → 再資源化業者 (協力) → 製品

燃料利用など

行政: 制度・支援

確認テスト

回答: ○

産業廃棄物処理法に違反した場合、以下の罰則が適用される場合があります。

違反内容	罰則
届出等不備、事業範囲の届出等不備、不法投棄 (未遂を含む)、不法埋却 (未遂を含む)	50万円以下の罰金又は科料
措置命令違反、届出等不備 (無許可業者への委託)、処理施設の不備等	30万円以下の罰金又は科料
改善命令違反、海外廃棄物の輸入禁止違反、汚染処理等違反	300万円以下の罰金または科料
管理票交付義務違反、管理票記載義務違反、虚偽記載、管理票写し保存義務違反	10万円以下の罰金

確認テスト

回答: ○

産業廃棄物処理業の許可は収集運搬、処分、産業廃棄物の種類ごとに許可が必要です。

20種類の産業廃棄物のほかにも、特別管理産業廃棄物については、別に許可を取る必要があります。

県内で許可を受けた産業廃棄物処理業者の一覧は沖縄県の環境整備課のHPで確認できます。

沖縄県の産業廃棄物の現状と未来 動画活用について

県内の産業廃棄物の実態や課題及び持続可能な循環型社会形成についての普及啓発を推進するため、教材動画「沖縄県の産業廃棄物の現状と未来」を作成しました。
つきましては、貴市町村において、本教材動画を活用いただき、地域における産業廃棄物の適正処理に役立てて頂ければと存じます。



使用例

産業廃棄物の基礎知識を学ぶ研修

海岸清掃のイベント等の勉強会

地域の廃棄物問題の解決に向けた学習ツールとして

第1章

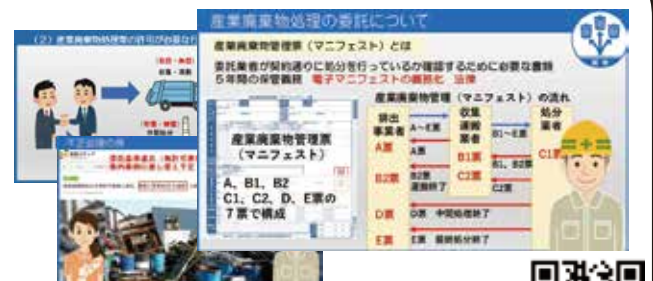
「廃掃法について」



廃掃法とは何か、ということの説明

第2章

「産業廃棄物の適正処理について」



廃棄物の処理の流れや手続きについて説明

第3章

「沖縄県の産業廃棄物の現状と課題」



不法投棄の実態について説明

第4章

「持続可能な循環型社会形成に向けて」



再資源化等の循環型社会の構築について

本教材動画を活用した講座の開催要望への対応も可能ですので、ぜひお問合せ下さい。

※動画はQRコードより確認ください

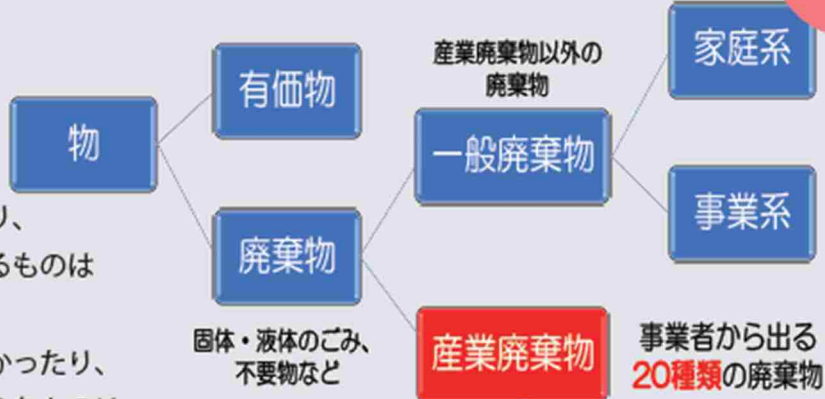
お問い合わせ先 株式会社 沖縄環境経済研究所
〒904-2234 沖縄県うるま市宇州崎12-57
電話:098-934-4231 E-MAIL:info@oeel.co.jp

廃棄物について～産業廃棄物とは～

会社や工場などの事業者から出る
20種類の廃棄物を

「産業廃棄物」といい、
それ以外の廃棄物を

「一般廃棄物」という。
客観的にみて価値があり、
他人へ有償で売却されるものは
「有価物」となり、
客観的にみて価値がなかったり、
所有者が売却できなようなものは、
「廃棄物」となる。



(1) あらゆる事業活動に伴うもの

あらゆる事業活動に伴う廃棄物
会社や工場、農業、漁業、学校など
「あらゆる仕事に関する活動」で出た
廃棄物のこと



(2) 特定の事業活動に伴うもの

特定の事業者が出す特定の種類の廃棄物
印刷業から排出される紙くずや畜産農林関係
から出る動物のふん尿や動物の死体など



(1) 廃棄物とは

廃棄物とは

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物

又は不要物であって、固形状又は液状のもの。
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律より抜粋)

同じ不要物でも下のように廃棄物、有価物になるものがある

- 廃棄物 → いらなくなったもの(不要物)のうち
他人に有償で売却できない(しない)もの
- 有価物 → いらなくなったもの(不要物)のうち
他人に有償で売却するもの

有価物とは

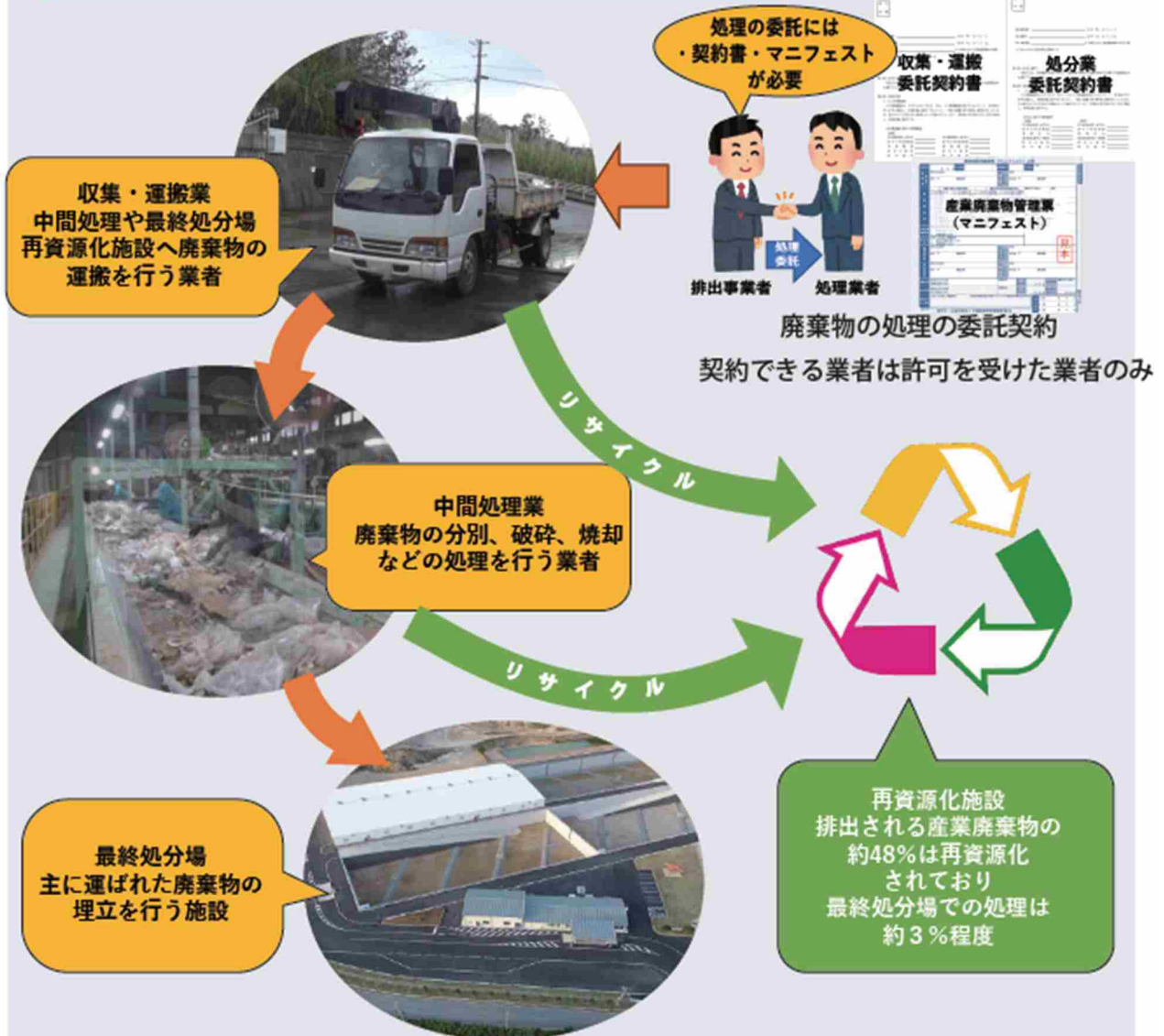
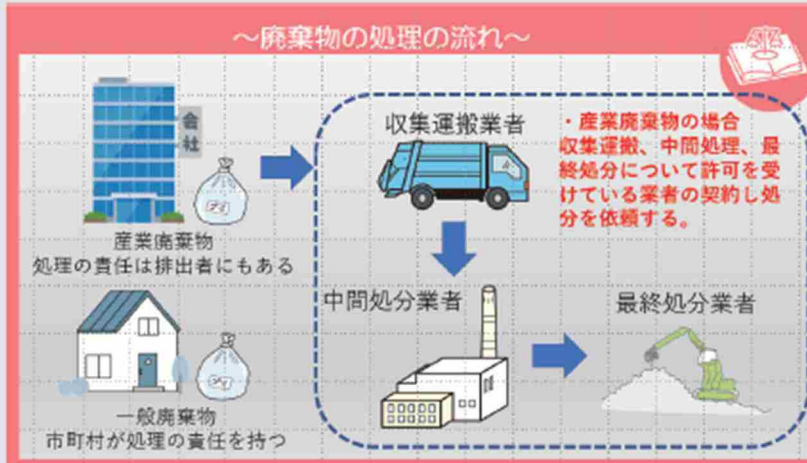
不要物にならないもの

・有価物(客観的にみて価値のあるもの)

生活家電強化買取中
製造10年以内の家電製品
他日用品買取保証します!!

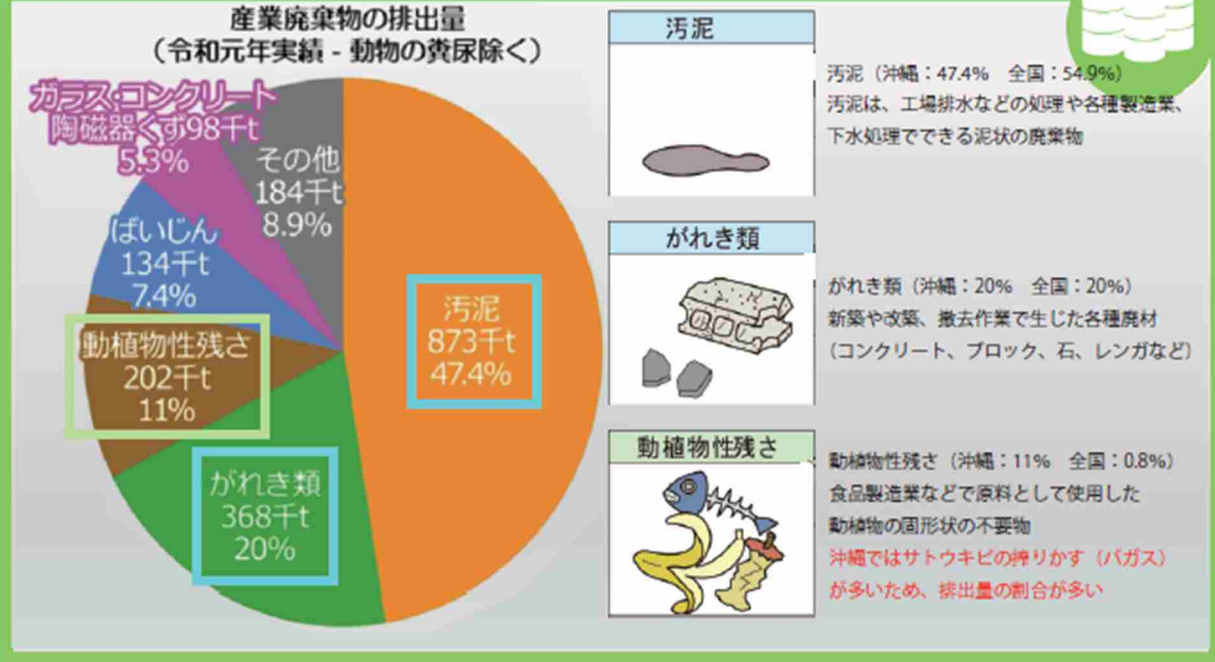


廃棄物のゆくえ～処理の責任と処理過程～

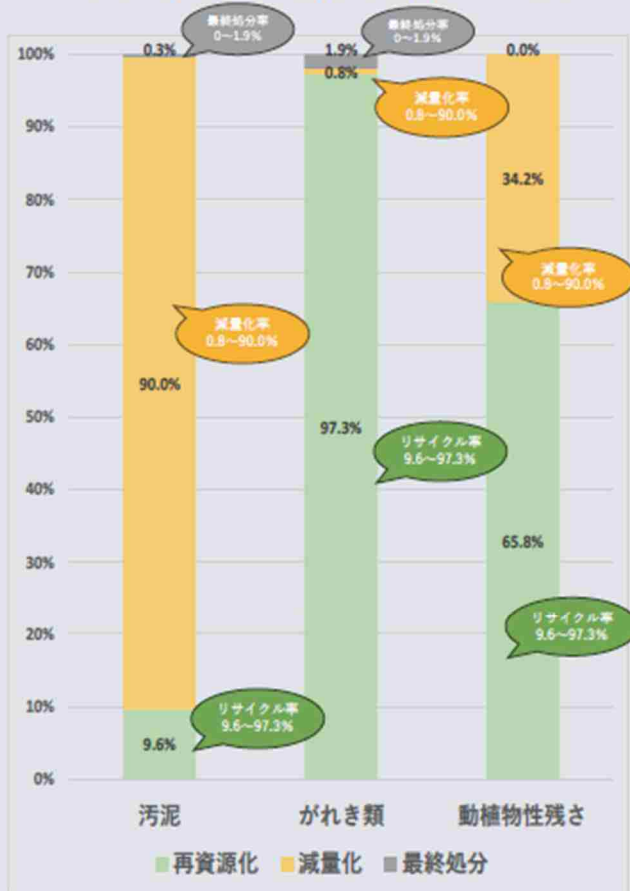


県内で排出される産業廃棄物～主な産業廃棄物とリサイクル～

(1) 産業廃棄物の排出量について



汚泥・がれき類・動植物性残さのゆくえ



沖縄県内の産業廃棄物の再資源化を促進する制度

ゆいくる材

ゆいくる材は、廃棄物が原材料として使用されている工事で利用できる資材であり、品質や性能、安全性の基準を満たしていると認定されたもの。

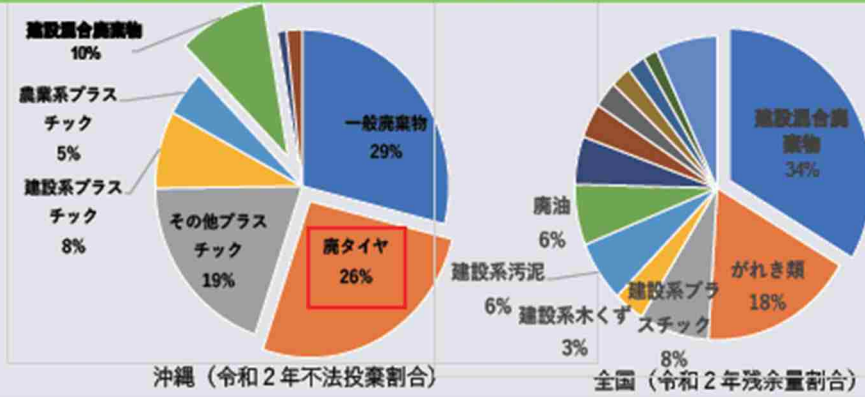
(2) 再資源化の例 (動植物性残さ: バガス)

さとうきびバガスについては、主に土壌改良剤や堆肥として利用されている。一部リサイクル商品として紙、食器類、服の原料としても使用されている。

土壌改良剤・堆肥など
紙類
紙類
かりゆしウェアやデニムの材料として

不法投棄～不法投棄される廃棄物の種類と対策～

(4) 廃棄物の種類別の不法投棄割合について



沖繩の産業廃棄物の不法投棄は**廃タイヤ**が最も多く、**廃プラスチック類**が多くを占める
 ⇒一般廃棄物を含め身近な廃棄物が不法投棄を大部分を占めており、一部の業者のみでなく
 身近な問題として考える必要がある。

不法投棄実態調査 報告書
 (沖縄県環境整備課 令和4年3月)より作成

不法投棄（タイヤ）

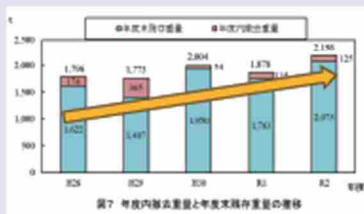


不法投棄（一般廃棄物など）



(6) 不法投棄の検挙による影響について

発見された不法投棄物について、全て撤去することは難しい
 ⇒不法投棄確認量は増加傾向にある



不法投棄実態調査 報告書
 (沖縄県環境整備課 令和4年3月)

(7) 伊弉諾県内で実施している不法投棄防止活動について

不法投棄は
 悪質な**犯罪**です。
 私たちは
不法投棄を許しません
 伊弉諾県は、20年以内の期間に限り、
 以下の特典を不法投棄防止活動に励む者に提供します。

県内にも市町村や事業者が
 カメラの設置やパトロールを
 行っています。



パトロール車

監視カメラ

令和5年度 産業廃棄物適正処理に関する環境教育業務 第10回環境教育内容

日時：令和6年3月6日（金）11：00～12：10

場所：宮古島市資源リサイクルセンター

スタッフ：共和化工(株) 1名
(株)沖縄環境経済研究所 2名

見学会参加者 0名（未実施）

沖縄県 HP への掲載、宮古島市内の宿泊業、観光業、環境団体、各公民館等に案内をしたが、参加者がいなかった。

体験学習等の内容（未実施）

1：宮古島市資源リサイクルセンターの見学会

【沖縄県委託】産業廃棄物適正処理に関する講習会等について（案内）

沖縄環境経済研究所・応用地質共同企業体

沖縄県では、持続可能な循環型社会形成をめざして、県内の産業廃棄物の適正処理を推進するため、産業廃棄物の処理方法や不法投棄の現状と課題等に関して、いつでもどこでも学べる動画教材を作成いたしましたので、動画教材を用いた講習会及び廃棄物処理に関連する見学会を実施します。

つきましては、下記日程で施設見学と講習会を開催いたしますので、皆様の参加をお願いいたします。

※本講習は、産業廃棄物処理業許可に関する講習会ではありません。ご注意ください。

【ご案内】

- 1 **参加対象者** 高校生以上の一般県民、市町村・自治会等関係者、産業廃棄物処理事業者、廃棄物収集業者など
- 2 **参加費** 無料
- 3 **開催年月日** 令和5年3月3日（金） 13:00～16:20
- 4 **参加定員** 会場参加 30名、オンライン参加 50名程度
※保安帽（ヘルメット）をお持ちの方は、ご持参ください。
- 5 **会場及び集合場所** 【見学会】
 - ・石垣市一般廃棄物最終処分場
(石垣市真栄里 1091-7 付近 三協コーラルさんの向かい側から入ります。)【講習会】
 - ・大濱信泉記念館（沖縄県石垣市登野城 2-70）
- 6 **プログラム**

①集合	13:00～13:20
②見学（現地集合）	13:30～14:20
③移動（大濱信泉記念館への移動）	14:20～14:50
④講習会内容説明・動画視聴※	15:00～15:50（オンライン参加可）

※視聴頂く動画は、第1回講習会（1/24 開催：安和エコパーク）、第2回講習会（2/21 開催：街クリーン）と同じ内容となります。

⑤確認テスト・質疑応答・アンケート	15:50～16:20（オンライン参加可）
-------------------	-----------------------

※③の見学、④、⑤の講習会のどちらかに参加することも可能です。

【申し込み先及び方法】

添付の申込書にて下記連絡先へ、Eメール、ファックスのいずれかでお申し込み下さい。

◎株式会社 沖縄環境経済研究所

住所：うるま市字州崎 12-57

電話：098-934-4231 FAX：098-934-4232 E-mail：info@oeel.co.jp

担当：知念、荒川、高平

◎発注者：沖縄県環境整備課

<会場及び集合場所：見学会>



<会場及び集合場所：講習会>



電子地形図 (国土地理院) を加工して作成

<見学・講習会イメージ>

見学会内容

(最終処分場：石垣市の最終処分場で、嵩上げ事業、RPF 化事業等を行い、処分場の延命化を図っています。)

- ・石垣市の最終処分場の現状
- ・廃プラスチック類の掘り起こしによる RPF 化事業

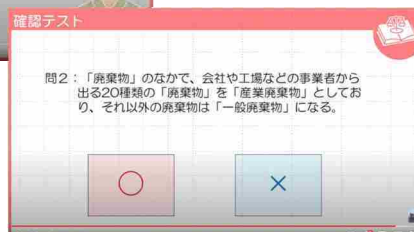


講習会内容 (動画：大濱信泉記念館)

内容 (50 分程度)

- ・産業廃棄物の種類や定義
- ・産業廃棄物の処理の流れ
- ・産業廃棄物の排出量、不法投棄
- ・遵守すべき法律、新しい法律 (新プラ法等)
- ・循環型社会について
- ・確認テスト など

※第1回・第2回講習会と同じ内容となります



廃棄物の適正処理・
SDGsの取り組みを考える



宮古島市 資源リサイクルセンター 見学会

～島内の廃棄物がどのように
リサイクルされ、堆肥化されて
いるのか、みてみませんか？～



2024年【参加無料】

3月6日(水) 11:00～12:00

施設名：宮古島市資源リサイクルセンター
場所：宮古島市上野字野原1190-212

施設について

- ・家畜糞尿、下水汚泥、生ゴミから堆肥を作っています。
- ・作った堆肥は農家さんに使ってもらっています。
- ・農作物は店で販売され、循環型社会へ貢献しています。

参加方法

- ・下記連絡先にてお申し込みください。（電話、FAX、メール）
沖縄環境経済研究所・応用地質共同企業体
【申込先】（株）沖縄環境経済研究所 担当：知念、荒川
TEL：098-934-4231 FAX：098-934-4232 ㊚：info@oeel.co.jp

皆様のご参加をお待ちしております！

実施主体：沖縄県環境部環境整備課
TEL：098-866-2231 担当：具志

令和5年度 産業廃棄物適正処理に関する環境教育業務 第11回環境学習実施結果

日時：令和5年9月1日～令和6年3月9日

場所：名城大学

名護市字為又1220-1

担当教授：新垣 裕治

講座受講者：100名（エコツアーリズムⅠ・Ⅱ：60名 地球の環境とその保全：40名）

環境学習内容

名城大学の学部生対象の講座「エコツアーリズムⅠ・Ⅱ」「地球の環境とその保全」の受講者に沖縄県が作成した動画、「沖縄県の産業廃棄物の現状と未来」についてチラシを用いた紹介及び動画視聴の呼びかけを講座受講期間内に3回行い、産業廃棄物適正処理に関する普及啓発を行った。

動画「沖縄県の産業廃棄物の現状と未来 ～美ら島沖縄を守ろう～

動画：沖縄県環境整備課 アンケート実施：沖縄環境経済研究所・応用地質共同企業体

本動画では、youtube 動画を通して産業廃棄物に関する基本的な内容を学ぶことができます。動画については、youtube チャンネル「[沖縄県公式チャンネル](#)」にアップロードされています。

☆動画URL☆

第1章：廃棄物の処理及び清掃に関する法律について

<https://www.youtube.com/watch?v=hFacaS8cIPY>

第2章：産業廃棄物の適正処理について

<https://www.youtube.com/watch?v=H015tnCwrXU>

第3章：沖縄県の産業廃棄物の現状と課題

<https://www.youtube.com/watch?v=aKo8I64LHvs>

第4章：持続可能な循環型社会形成に向けて

<https://www.youtube.com/watch?v=vW1r21oeTYI>

※動画視聴後に google フォームでのアンケートへのご協力をお願いいたします。

URL

<https://forms.gle/4Ye22hr8r5ec9yZb9>

QR コード



動画の内容の一部

廃棄物の分類

事業者から出る20種類の廃棄物

- 有価物
- 廃棄物 (固体・液体のごみ、不要物など)
- 産業廃棄物 (家庭系、事業系)
- 一般廃棄物 (産業廃棄物以外の廃棄物)

産業廃棄物処理の委託について

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) とは

委託業者が契約通りに処分を行っていることを確認するために必要な書類
5年間の保管義務 電子マニフェストの義務化 法律

産業廃棄物管理 (マニフェスト) の流れ

排出事業者 (A票) → 収集運搬業者 (B1票, B2票) → 処分業者 (C1票, C2票)

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A, B1, B2, C1, C2, D, E票の7票で構成

D票: 中間処理終了
E票: 最終処分終了

沖縄県における廃棄物の不法投棄について

建設系白廃棄物 10%
農業系プラスチック 5%
建設系プラスチック 8%
その他プラスチック 19%
廃タイヤ 26%
建設系汚泥 6%
建設系水くず 3%
建設系プラスチック 6%
建設系スチング 8%

建設系白廃棄物 14%
がれき類 18%
建設系汚泥 6%
建設系水くず 3%
建設系プラスチック 6%
建設系スチング 8%

沖縄 (令和2年不法投棄割合) 全国 (令和2年残存量割合)

沖縄の産業廃棄物の不法投棄は廃タイヤが最も多く、廃プラスチック類が多くを占める

再資源化関係法令について

分別・保管 → 適正処理 → 再資源化 → 使用量の減量化 → 再利用

排出事業者 (協力) → 産業廃棄物処分業者 (協力) → 再資源化業者 (協力) → 製品

燃料利用など

行政: 制度・支援

産業廃棄物の適正処理を進めることにより再資源化の流れも加速

確認テスト

回答: ○

産業廃棄物処理法に違反した場合、以下の罰則が適用される場合があります。

違反内容	罰則
届出許可業、事業範囲の届出許可業、不法投棄 (未届出を含む)、不法埋却 (未届出を含む)	50万円以下の罰金 (未届出を含む) または 3年以下の懲役 (未届出を含む)
措置命令違反、届出申請違反 (届出許可業者への委託)、処理施設の新設許可違反	30万円以下の懲役 (個人のみ) または 300万円以下の罰金またはその併科
改善命令違反、国内外廃棄物の輸入禁止違反、汚染処理場違反	300万円以下の罰金またはその併科
管理票交付義務違反、管理票記載義務違反、虚偽記載、管理票写し保存義務違反	10万円以下の懲役 (個人のみ) または 100万円以下の罰金

確認テスト

回答: ○

産業廃棄物処理業の許可は収集運搬、処分、産業廃棄物の種類ごとに許可が必要です。

20種類の産業廃棄物のほかにも、特別管理産業廃棄物については、別に許可を取る必要があります。

県内で許可を受けた産業廃棄物処理業者の一覧は沖縄県の環境整備課のHPで確認できます。

沖縄県の産業廃棄物の現状と未来 動画活用について

県内の産業廃棄物の実態や課題及び持続可能な循環型社会形成についての普及啓発を推進するため、教材動画「沖縄県の産業廃棄物の現状と未来」を作成しました。
つきましては、貴市町村において、本教材動画を活用いただき、地域における産業廃棄物の適正処理に役立てて頂ければと存じます。



使用例

産業廃棄物の基礎知識を学ぶ研修

海岸清掃のイベント等の勉強会

地域の廃棄物問題の解決に向けた学習ツールとして

第1章

「廃掃法について」



廃掃法とは何か、ということの説明

第2章

「産業廃棄物の適正処理について」



廃棄物の処理の流れや手続きについて説明

第3章

「沖縄県の産業廃棄物の現状と課題」



不法投棄の実態について説明

第4章

「持続可能な循環型社会形成に向けて」



再資源化等の循環型社会の構築について

本教材動画を活用した講座の開催要望への対応も可能ですので、ぜひお問合せ下さい。

※動画はQRコードより確認ください

お問い合わせ先 株式会社 沖縄環境経済研究所
〒904-2234 沖縄県うるま市宇州崎12-57
電話:098-934-4231 E-MAIL:info@oeel.co.jp